

個人・世帯向けの主な支援

令和3年8月23日時点

給付	ひとり親世帯に	子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)	以下のひとり親世帯に対し、 対象児童1人当たり5万円 を支給します。 ①令和3年4月分の児童扶養手当受給者 ②公的年金等受給により令和3年4月分の児童扶養手当を受給していない方 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている方	お住まいの市町村または厚生労働省コールセンター ☎0120-400-903
	感染の疑いなどで無給や減給になった	国民健康保険・後期高齢者医療制度の傷病手当金	新型コロナウイルスに感染または感染が疑われたため、仕事を休み、無給や減給になった人に対し、傷病手当金が支給される場合があります。	お住まいの市町村 (組合員は国保組合、後期高齢者医療制度は後期高齢者医療広域連合)
	休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者や大企業のシフト制労働者等のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対し、 1日あたり11,000円を上限に支給 します。	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
	生活資金に不安がある	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	(申請期限が 11月末まで延長 されました) 緊急小口資金等の特例貸付について、総合支援資金の再貸付を終了した世帯や、再貸付について不承認とされた世帯に対して「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給します。 申請受付は7月以降順次開始しており、 11月末 までとなっています(町村にお住まいの方は、7月1日から福岡県自立相談支援事務所で受付中)。	市にお住まいの方 :各市 町村にお住まいの方 :福岡県自立相談支援事務所 ※それぞれの受付開始時期や連絡先は、県ホームページ(「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」について)に一覧を掲載しています。
貸付	生活資金に不安がある	緊急小口資金 (主に休業された人向け)	貸付額 20万円以内 据置期間 1年以内 償還期限 2年以内	お住まいの市町村の社会福祉協議会
		総合支援資金 (主に失業された人向け)	貸付額 単身世帯 月15万円以内 複数世帯 月20万円以内 貸付期間 原則3カ月以内 据置期間 1年以内 償還期限 10年以内	
減免・猶予	納税が難しい	納税の猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に納税ができない場合は、原則として1年以内の期限に限り、納税を猶予する制度があります。	国税:各税務署 県税:各県税事務所 市町村税:各市町村
	国民健康保険料(税)などが払えない	国民健康保険料(税)などの減免・納付の猶予	一定程度収入が下がった場合など、保険料(税)の減免や納付猶予を受けられることがあります。(滞納により資格証明書をお持ちの人が帰国者・接触者外来を受診する場合も、窓口負担に公費適用があります)	お住まいの市町村 (組合員は国保組合、後期高齢者医療制度は後期高齢者医療広域連合)
住まい	家賃が払えない(民間賃貸など)	住居確保給付金	休業などによる収入減少で住居を失う恐れのある人に対し、家賃相当額(上限あり)を支給します。 支給期間 原則3カ月(最長9カ月)	お住まいの市または県(町村を所管)の自立相談支援機関
	家賃が払えない(県営住宅の人)	家賃の減額・支払いの猶予	収入が著しく下がった場合、家賃の 1/4から3/4を減額 、または入居者の事情に応じて支払いを猶予します。	福岡県住宅供給公社の各管理事務所
	解雇などにより住居から退去しなければならない	県営住宅などの一時提供	提供期間 最長2年(6カ月ごとの更新) 家賃 入居する住宅家賃の1/2	
雇用	働く場を失った、アルバイト収入が減った	福岡県緊急短期雇用創出事業	学生・留学生を含め働く場を失った人向けに、緊急に短期の働く場を提供します。	県の各労働者支援事務所 福岡 ☎092-735-6149 北九州 ☎093-967-3945 筑後 ☎0942-30-1034 筑豊 ☎0948-22-1149